

愛知労働問題研究会の申し合わせ

1. 名称等

- (1) 本会は、愛知労働問題研究会（略称：愛知労問研）と称し、連絡先を〒456-0006 愛知県名古屋市熱田区沢下町 9-7 労働会館東館、愛労連内とする。
- (2) 本会の電子メールアドレスは、aichiromonken@gmail.comとする。

2. 目的

本会の目的は、愛知県および近隣地域の労働運動に貢献する調査研究活動を推進することである。

3. 会員

- (1) 労働組合員・労働運動実践者・研究者・弁護士・学生・労働組合など労働問題に関心をもつ個人と団体は、本会の目的に同意したうえで、会員となることができる。
- (2) 会員登録（入会）は、原則として電子メールで受付け、退会も同様とする。
- (3) 入会に際しては、氏名（団体の場合は団体名）、電子メールアドレス、連絡先（住所・所在地）、電話番号、所属組織（個人の場合）を明記する。

4. 活動：本会の主な活動は、以下の通りとする。

- (1) 定例研究会の開催（原則として公開）
- (2) 会報の発行（原則として定例研究会開催後）、会報は原則として電子版とする。
- (3) 愛知県地域を中心とした労働問題関係資料の保存・提供（資料は原則として PDF 化されたものとする）
- (4) 必要に応じて研究部会や、一定期間集中して特定の課題に取り組む場合は、調査班やプロジェクトチームなどを組織して調査研究をおこなう。
- (5) 必要に応じて印刷物を発行する。
- (6) 会員への連絡や情報提供などは、原則として電子メールでおこなう。また、可能な範囲で本会のホームページで広く情報等を提供する。
- (7) 上記の他、運営委員会が必要と認めたこと

5. 組織

- (1) 本会に代表 1 名と副代表（1～2 名）をおく。
- (2) 代表・副代表および若干の会員からなる運営委員会を組織して、本会の日常的な運営をおこなう。
- (3) 代表・副代表・その他の運営委員の任期は原則 1 年とし、定例研究会または電子メールで会員の上承を得るものとする。

6. 運営資金

- (1) 本会の運営資金は、以下の収入・資産等でまかなう。
 - 1) 会員からの協力金（年間 1 口 1,000 円で任意）と会員その他からの寄付金
 - 2) 定例研究会などで徴収する資料代・会場費等
 - 3) 愛知労働問題研究所（1987 年 9 月設立、2017 年 7 月解散）の残余資産として本会が継承したもの
 - 4) 特別に費用のかかる調査研究活動を実施する場合は、関係個人・団体と協議する。
- (2) 会計年度は 1 月～12 月とし、毎年会計報告をする。
- (3) 代表者名義の口座を作成して、会計を管理する。

7. この申し合わせは、2018 年 1 月 20 日から有効とし、申し合わせの改正は、定例研究会または電子メールで会員の上承を得るものとする。